

## 理由

地方教育行政について、その自主的かつ主体的な運営を推進するとともに、緊急の必要がある場合等における国の関与の準備を整備するため、地方公共団体の長が、スポーツ又は文化に関する事務を管理し、及び執行することができることとともに、県費負担教職員の転任について、市町村教育委員会の内申に基づいて行うこととし、併せて教育委員会の事務処理が法令に違反する等の場合において、児童等の生命又は身体を保護するため緊急の必要があるときは、文部科学大臣がその是正等を指示することができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。